

# 神田小学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

2021年度

いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、学校のみならず保護者・地域住民と、子どものいじめに関する課題意識を共有し、自己の役割を認識するとともに、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

本校では、「いじめ防止対策推進法 第13条」（平成25年法律第71号）の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「**神田小学校いじめ防止基本方針**」を策定しています。

## 1. いじめの定義といじめの態様

### いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### いじめの態様

いじめの態様として次の8つに整理する。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- パソコンや携帯電話、通信ができる携帯ゲーム機器などで、誹謗中傷やいやなことをされる。

## 2. いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、すべての教職員が「いじめは、決して許されないものである」「いじめは、どの学校・どの学級にでも起こりうるものである」「いじめはすべての児童等に関係する問題であり、無関係ですむ児童等はいない」という基本認識のもと、全教育活動を行います。

### 3. 神田小学校としてのいじめ問題についての基本的な考え方

人権を「人々が共存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と捉え、いじめは人間の尊厳にもとづいて各人が持っている権利（人権）を奪う許しがたい行動であるという認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」のできる児童等の育成を図ります（人権教育・道徳教育・命の学習など全教育活動を通じて）。その基本理念のもと、いじめ対策に対する役割と責任を自覚し、主体的にいじめの防止及び解決を図るために、以下のことを大切にしております。

- ①すべての子どもは、かけがえのない存在であることを認識する。
- ②いじめは決して許されない行為であることを知識・理解にとどめず、実践できる児童を育成する。
- ③すべての児童がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しない学校環境づくりを行う。
- ④安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われないようにする。
- ⑤子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援する。
- ⑥いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明すると共に、いじめが繰り返されないように組織的に見守る活動を行う。
- ⑦いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ⑧児童等一人ひとりの自己肯定感・自己有能感を育む教育活動を推進しなければならない。
- ⑨相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケート（年3回Q U、9月いじめアンケート）などを実施するなど、学校の組織をあげて子ども一人一人の状況を把握する。
- ⑩学校・保護者・地域住民などが連携し、いじめの問題を克服することをめざさなければならない。

#### ※いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、より長い期間を設定する場合があります。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

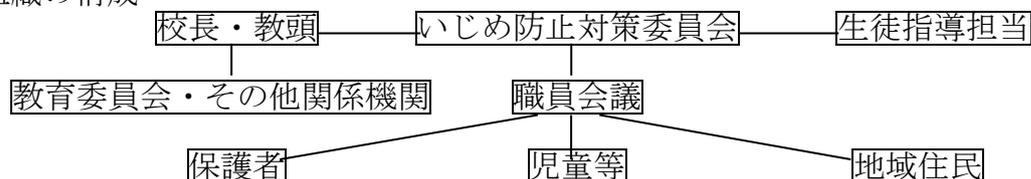
### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 校長・教頭・生徒指導担当者・指導教諭・担任

(必要に応じて) 人権教育担当者・道徳教育推進教師・養護教諭・学校評議員・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー 等

(3) 組織の構成



## 5. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。
- (2) 同基本方針について、学校たより等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明します。
- (3) 具体的な年間計画を作成し、組織的に対応するとともに、点検・見直しを行い、実行あるものとなるようにします。

## 6. いじめの未然防止のための具体的な取り組み

- (1) いじめを許さない雰囲気醸成
- (2) 社会性やコミュニケーション能力の育成
- (3) 基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感の育成
- (4) 児童自らがいじめについて学ぶ自主的な取り組み  
※「東員町子どもの権利条例」から学ぶ機会をつくり、自主的・意欲的に人権学習を行うと共に、「いじめ」について考える場を設けます。
- (5) 教職員の研修体制

## 7. いじめの早期発見のための具体的な取り組み

- (1) 日常的な取り組み
- (2) 定期的な取り組み（アンケート・Q-U調査など）  
★学校満足度調査（Q-U調査）を活用した学級づくりと個別の支援

## 8. いじめの早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに管理職及びいじめ防止対策委員会に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。なお、加害児童の成長支援の視点をもって、加害児童の指導にあたります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 東員町教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

## 9. 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法 第28条」）

- (1) いじめにより当校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
①児童が自殺を企図した場合 ②身体に重大な障害を負った場合 ③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

# いじめが起こった場合のフロー図

